

全国市区選挙管理委員会連合会表彰 足立委員 多年にわたる功績が認められ表彰!

あま市選挙管理委員会の足立 光照委員が、全国市区選挙管理委員会連合会より表彰されました。

足立委員は、平成19年12月1日から甚目寺町選挙管理委員会委員に就任し、平成22年3月22日まで委員として活躍され、平成26年6月8日からあま市選挙管理委員会委員として、ご尽力いただいています。

この多年にわたる顕著な功績が認められ、受彰の運びとなりました。



問合せ 総務課 ☎444・1711 FAX441・8330

確定申告における、おむつにかかる費用の 医療費控除と障害者控除について

おむつにかかる費用の医療費控除

おむつの利用にかかった費用を所得税、住民税の医療費控除として確定申告することができる場合があります。

確定申告でおむつにかかる費用の医療費控除を初めて受ける方は「おむつ使用証明書」と「領収書等」が必要です。

なお、おむつにかかる費用の医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護・要支援認定をお持ちの方は「おむつ使用証明書」を市が交付する「主治医意見書を確認した書類」に代えることができます。

「主治医意見書を確認した書類」は必要事項を確認後、後日郵送しますので、介護保険被保険者証と印鑑を持参し、窓口で申請してください。

※「おむつ使用証明書」は主治医にご相談ください。

障害者控除

身体障害者手帳、または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない方でも、65歳以上で、令和3年12月31日現在(死亡の場合はその日)の介護保険の認定状況が、要介護1以上で、一定以上の障がいがあると認められる方は、市長が交付する「障害者控除対象者認定書」により「障害者控除」、または「特別障害者控除」を受けることができます。

対象者には、1月下旬に「障害者控除対象者認定書」を送付します。また、要介護認定申請中の方、または要介護認定を継続して転入された方につきましては、2月以降に送付します。必要であれば確定申告のときにご利用ください。

※身体障害者手帳、または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合、障害者手帳等では特別障害者に該当しないが、障害者控除対象者認定書では特別障害者に該当する場合に障害者控除対象者認定書を送付します。

※この認定は、障害者各法に基づく障害者認定を行うものではありません。

各申請窓口

高齢福祉課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンター

問合せ 高齢福祉課 介護保険係 ☎444・3141 FAX443・3555